

埼玉県起業支援金について

創業・ベンチャー支援センター埼玉
起業支援金アドバイザー 小松田 誠一

2023/4/28

本日の構成

1. 埼玉県起業支援金の概要
2. 募集概要
3. 事業計画書作成のポイント

1. 埼玉県起業支援金の概要
2. 募集概要
3. 事業計画書作成のポイント

埼玉県起業支援金とは

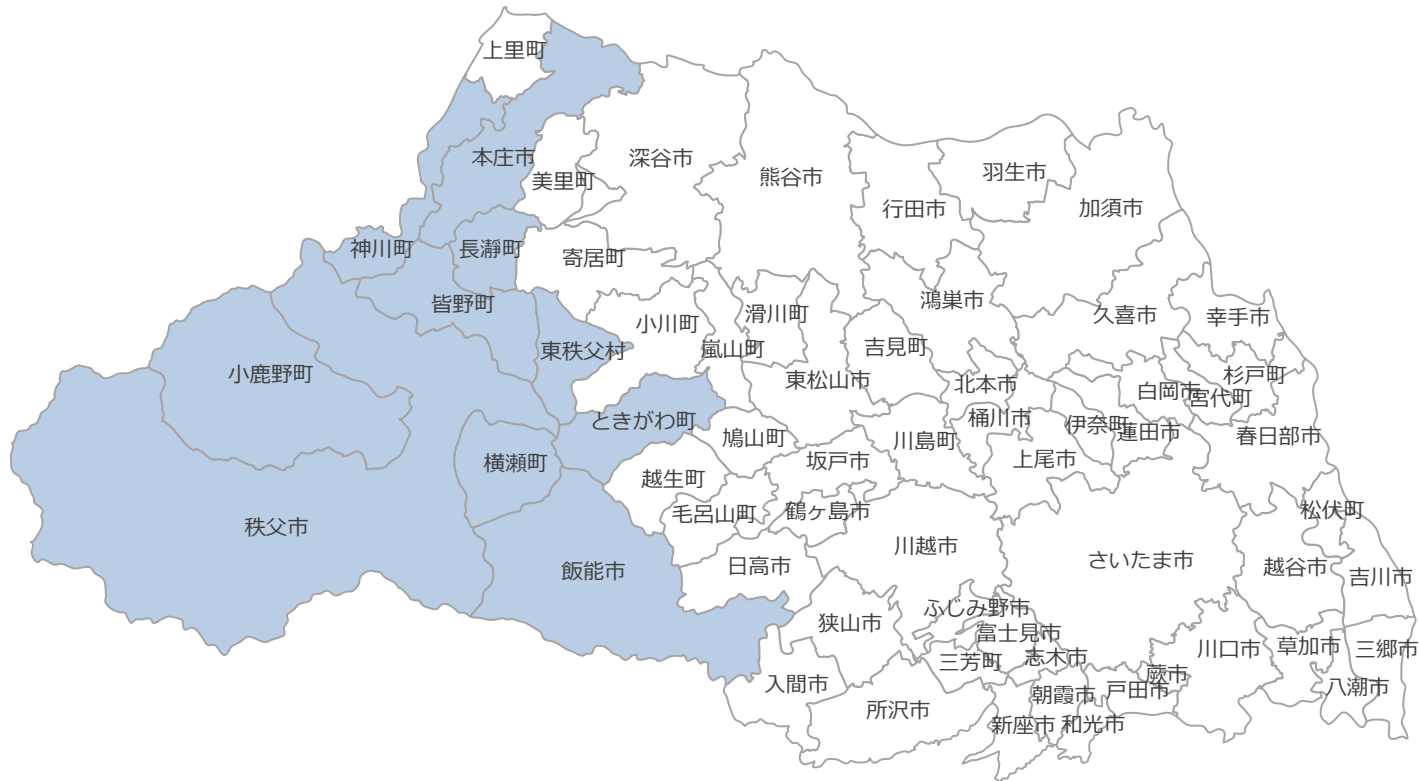
①起業支援金の対象となる地域で

②デジタル技術を活用して地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する方、及びSociety5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した方を対象に

③起業のための伴走支援&事業費への補助を通して

地域の担い手不足の解消や賑わい創出を図る事業

①対象となる地域



秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

②対象となる方*主な要件

令和5年4月1日以降、事業実施期間終了日までに対象地域内で創業(個人開業の届出または法人の本店登記)

またはSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継、もしくは第二創業を行うこと

埼玉県内に居住しているか、居住することを予定していること

個人開業の届出又は法人の代表となるもの

②対象となる事業*主な要件

社会性及び 必要性

- 対象地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域社会の課題解決に資する事業

事業性

- 収益により事業継続が可能である事業

デジタル技術 の活用

- 生産性の向上・機会損失の解消・利便性の向上につながるデジタル技術を活用する事業

事業承継・第二創業の場合は上記の要件に加え、「Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野、かつ埼玉県が地域再生計画において定める分野において」地域の課題の解決に資する社会的事業を実施する必要があります。

②社会的事業とは

埼玉県が地域再生計画において定める分野 * 青字は過去の採択例

- 地域活性化関連 例：介護相談ができるコミュニティカフェ
- まちづくりの推進 例：まちづくり会社等
- 過疎地域等活性化関連 例：空き家古民家の有効利用
- 買物弱者支援 例：移動スーパー事業
- 地域交通支援 例：介護タクシー等
- 社会教育関連 例：犬の幼稚園
- 子育て支援 例：絵本カフェによる総合的子育て支援
- 環境関連 例：バイオマス発電等
- 社会福祉関連 例：リハビリ整体院併設のフィットネスジム

令和4年度の採択テーマ

事業実施予定地	テーマ
飯能市	空き地・空き家管理の定着を目指して。～悩み続ける人々への小さな力になる～
秩父市	秩父地域の高齢者のためのサロン
秩父市	携帯電話から注文できるサンドイッチの店
秩父市	動物病院
本庄市	就労継続支援B型
東秩父村	東秩父村の古物「再生」商店開発計画
東秩父村	グローバル社会での自己実現挑戦プロジェクト：「英語の大学」でのグローバル人材育成プログラム
小鹿野町	「みんなのカフェ バオバブ」設立に向けて 地元の人、アクセス弱者、小鹿野に興味を持つ人がともに集まる場所づくり
神川町	地元の神川町に洋菓子で地域の活性化を目指す
東秩父村	地元野菜や山菜など季節折々の旬を提供するカフェ
飯能市	ビジョン：健康寿命延伸 接骨院での治療やコミュニケーションと通じて、健康意識や健康維持に関して、患者様と一緒に親身に考え、一緒に良い習慣化する事を目指す。
ときがわ町	アウトドア体験を通じて、ときがわ町に賑わいを創出
飯能市	山間地域の資源を生かした豊かな体験を通じ、遊びと学びをつなげる学習塾
飯能市	急増する空き家を民泊やDX研修に利活用、過疎地域活性化両面対策
東秩父村	飲食事業で地域内循環、経済活性化、農産物の第6次産業化を目指す

起業事例

合同会社マルトク（マルトクカフェ）



URL

<https://www.facebook.com/martokcafe/>

起業事例 合同会社 BENCHER



URL
<https://bencher.co.jp/>

起業事例

株式会社 彩令（さいれい聖苑）



URL

<https://sairei-seien.com/>

③補助率と対象経費

- 補助対象と認められる経費(補助対象経費)の
2分の1以内
- 補助金額の範囲
～140万円以内

対象経費

人件費・店舗等借入費・設備費(機械工具備品、内装工事等)・
原材料費(サンプル品のみ)・借料・知的財産権等関連経費・
謝金・旅費・マーケティング調査費・広報費・外注費・委託費

③伴走支援とは

応募時の支援

- 事業計画の確認や書類の作成方法、対象経費の確認は事務局に相談することが可能です
- 事業計画作成の相談は、創業・ベンチャー支援センター埼玉でも相談が可能です

採択後の支援

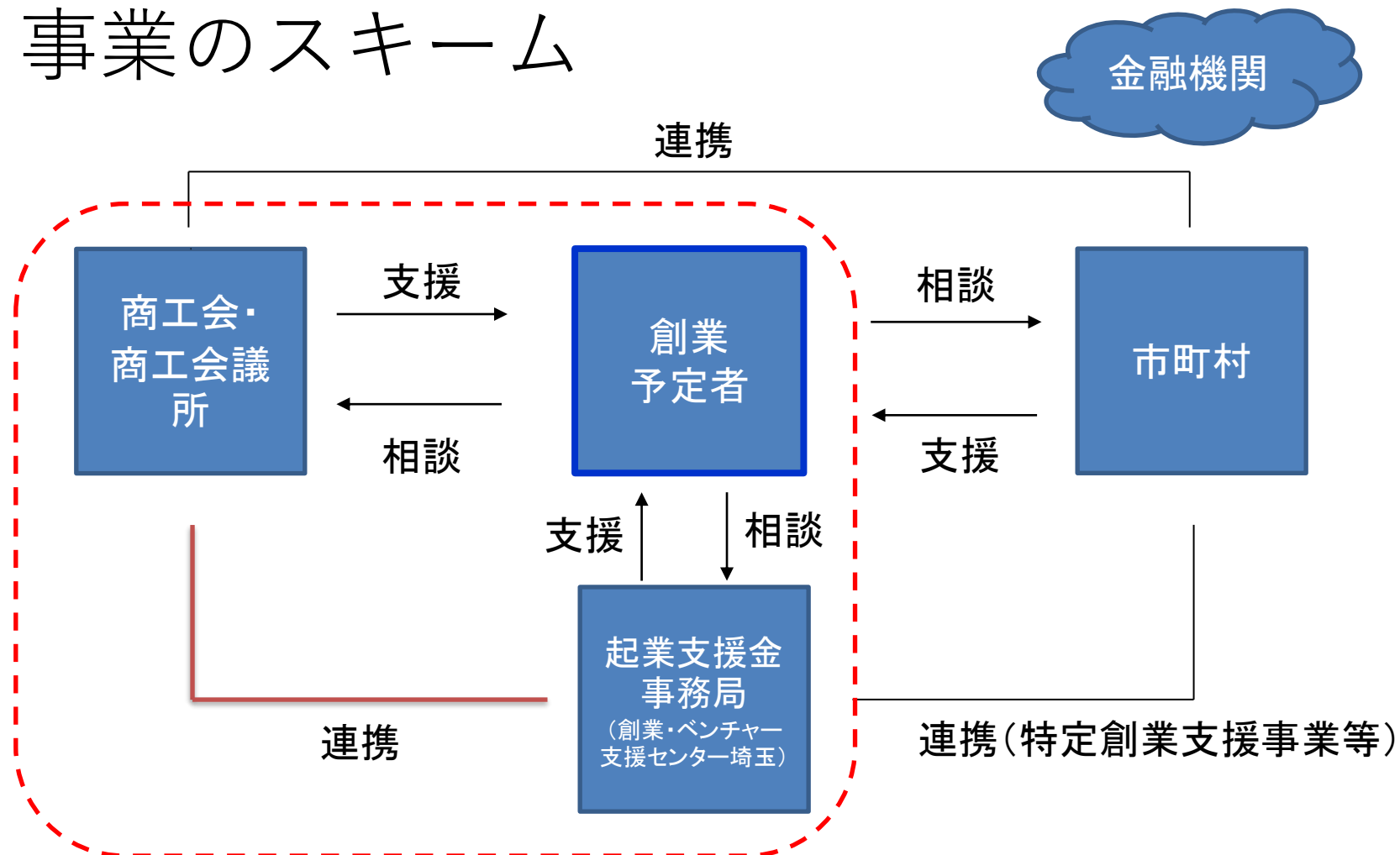
- 書類の作成方法などは、事務局で相談が可能です
- 補助事業期間中は、起業支援金アドバイザーが対象地域の商工会・商工会議所と連携して、申請者の事業を支援します

1. 埼玉県起業支援金の概要
2. 募集概要
3. 事業計画書作成のポイント

募集概要（予定）

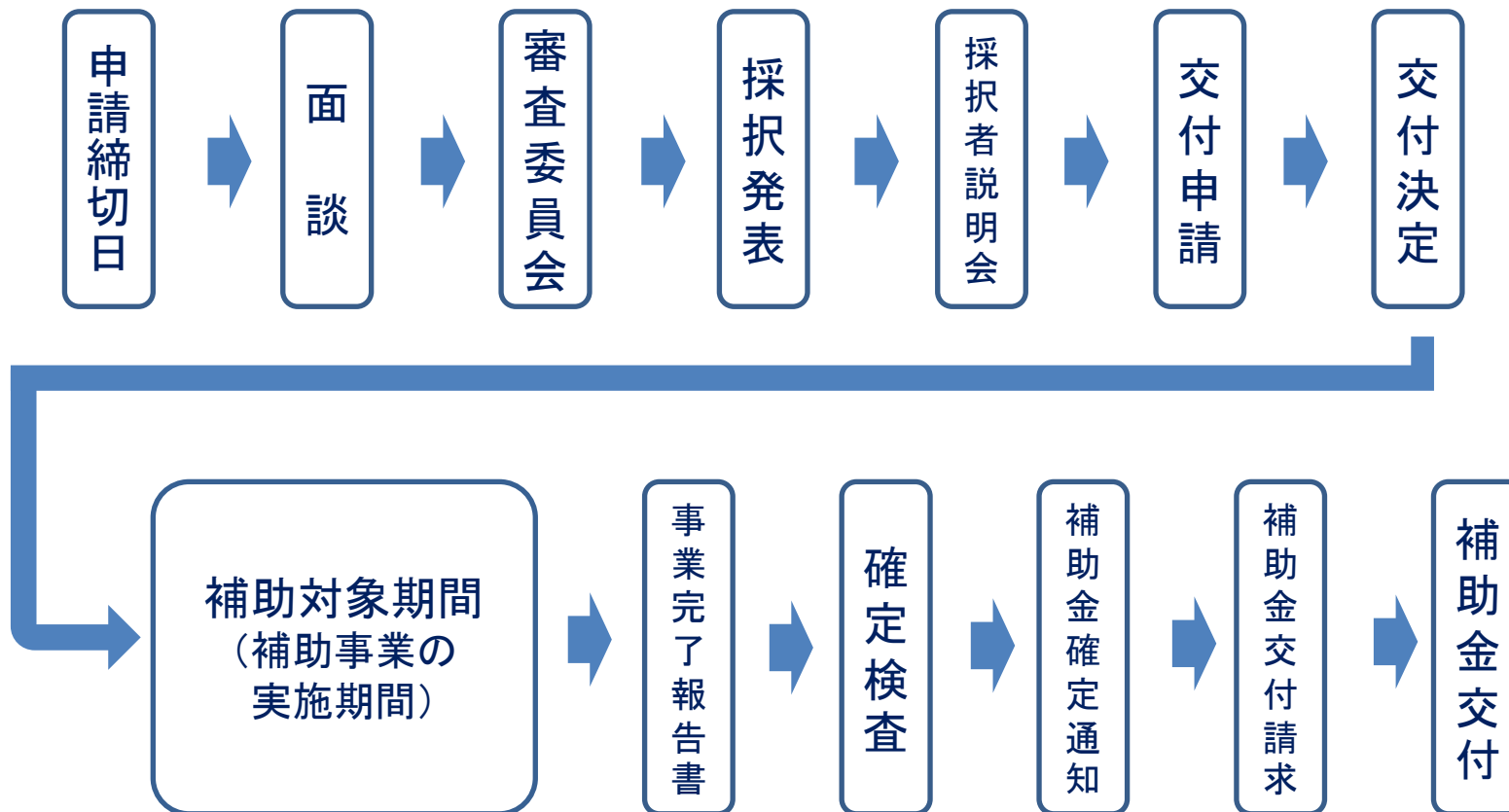
- 公募期間：令和5年4月21日～5月31日（17:00必着）
- 応募方法
 - （書面）事業地を管轄する商工会・商工会議所に持参、又は郵送
 - * 両方の提出が必要 （電子データ）事務局あてにメール添付で送信
- 審査方法：書面審査および面談
- 採否発表：7月中旬予定

事業のスキーム



商工会・商工会議所との連携が埼玉県起業支援金の特徴

申請から補助金交付までの流れ



補助対象経費とは

- 使用目的が応募した事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- **補助金交付決定日以降の契約・発注により発生した経費** (※1)

※1 例外的に人件費、店舗等借入費、借料のうち設備のリース料について、交付決定日より前の契約であっても、補助事業の事業実施期間内の分の経費は補助対象とすることができます。ただし、この場合であっても、交付決定日より前に支払った経費は補助対象となりません。

- 証拠書類及び交付規程各様式によって日付・金額・支払が確認できる経費

補助対象経費の期間

可否	開始前	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">交付決定日</div> <div style="margin: 0 10px;">←————→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業完了日</div> </div> 補助事業の事業実施期間	終了後
○		見積・契約(発注)・納品・検収・請求・支払	
○	見積	契約(発注)・納品・検収・請求・支払	
×※1	見積・契約(発注)	納品・検収・請求・支払	
×		見積・契約(発注)	納品・検収・請求・支払
×※2		見積・契約(発注)・納品・検収・請求	支払

交付決定日(事業開始日)より前に発生した経費及び支払った経費は補助対象となりません。

補助対象外経費 * 主な要件

- 自身の生活や他の事業と明確に可分出来ない経費
- 三親等以内親族・自身の従業員や役員、代表者が役員を務める法人やその役員・従業員からの物品購入・役務調達・賃借等関わる費用
- 建物新築・増改築、不動産購入等
- 仕入れ代金(商品や原材料など)
- 許認可取得前の期間における従業員の人件費
- 対象地域外の店舗等借入費や内装工事費、設備費、備品費等

対象外経費は募集要項・Q&Aのほか、採択後に配布する「補助金事務取扱説明書」にもお示しします。判断に迷う場合は事務局にご確認ください。

具体的な伴走支援の例

創業・ベンチャー
支援センター
埼玉

- 事業計画の策定支援
- 報告書整備の支援
- 特定創業支援等事業の適用

商工会
商工会議所

- 事業計画の策定支援
- 融資申請の支援
- 記帳支援

市町村

- 事前相談
- 関係支援機関への紹介
- 創業セミナー等

1. 埼玉県起業支援金の概要
2. 募集概要
3. 事業計画書作成のポイント

事業計画書作成のポイント

事業内容

- 事業の「社会性」「必要性」「デジタル技術の活用」を意識しましょう
- 募集要項に記載の「審査の着眼点」を踏まえつつ、自身の事業を的確に表現しましょう
- 根拠に基づいた書き方は説得力があります
- 見やすく、短時間でも理解できる表現を意識する。写真や図表を本文中に貼りこみもOK

事業スケジュール

- 事業スケジュールの1年目は「交付決定日～1年間」「交付決定日～12月まで」「会計期間」のいずれでもOK

事業計画書作成のポイント

経費明細表

- 対象経費の内訳は可能な限り詳細に書きましょう
- 専門性が高く、理解が難しい経費は説明が必要
- 別紙での補足説明や見積書の添付もOK (A4片面印刷・5枚まで)
- 対象外経費の計上に注意 (判断に迷う場合は事務局に要相談)
- 計上可能な金額の上限設定がある経費に注意

委託費	補助対象経費総額(税抜)の2分の1まで
知的財産権等関連経費	補助対象経費総額(税抜)の3分の1まで

埼玉県起業支援金の問い合わせ先

埼玉県起業支援金事務局(創業・ベンチャー支援センター埼玉内)

住 所: 〒338-0001

さいたま市中央区上落合2-3-2

新都心ビジネス交流プラザ3階

電 話: 048-711-2222

事務局ホームページ: <https://www.saitama-j.or.jp/sogyo/soudans/kigyoshien/>

メールアドレス: kigyoshien@saitama-j.or.jp

受付時間: 10:00~12:00、13:00~17:00/月~金曜日(祝日を除く。)

※創業・ベンチャー支援センター埼玉では、埼玉県起業支援金の問い合わせだけでなく、事業計画作成や資金調達など起業に関するご相談にも対応しておりますので、お気軽にご相談ください。

ご清聴ありがとうございました